

＜施設基準への対応も充実で安心 ～歯科医師会だからできること～＞

会員のススメの該当頁▼

施設基準	事業の名称	頁
歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準(歯初診)		
① 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。	施設基準の届出強化月間講習会	63
歯科外来診療環境体制加算1(外来環1)		
① 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準の届出を行っていること。	施設基準の届出強化月間講習会	64
② 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。	他団体との交流・連携	26
③ 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。	市・市大・横歯周術期口腔機能管理に関する包括連携協定	54
	周術期連携登録医制度	55
④ 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理体制策を実施している旨の院内掲示を行っていること。	ホームページ	20
歯科治療時医療管理料(医管)		
① 緊急時に円滑な対応ができるよう病院である別の保険医療機関との連携体制が整備されていること。	他団体との交流・連携	26
	市・市大・横歯周術期口腔機能管理に関する包括連携協定	54
	周術期連携登録医制度	55
かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(か強診)		
① 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準を届け出ていること。	施設基準の届出強化月間講習会	64
② 当該医療機関に、歯科疾患の重症化予防に資する継続管理に関する研修(口腔機能の管理を含む。)、高齢者の心身の特性及び緊急時対応等の適切な研修を修了した歯科医師が1名以上在籍していること。なお、既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない。	施設基準の届出強化月間講習会	64
③ 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修を受講していること。	施設基準の届出強化月間講習会	64
④ 過去1年間に歯科訪問診療1若しくは歯科訪問診療2の算定回数又は連携する在宅療養支援歯科診療所1若しくは在宅療養支援歯科診療所2に依頼した歯科訪問診療の回数があわせて5回以上であること。	在宅歯科医療連携室	51
	横浜市歯科保健医療センター	52
⑤ 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。	他団体との交流・連携	26
	市・市大・横歯周術期口腔機能管理に関する包括連携協定	54
⑥ 地域ケア会議に年1回以上出席していること。 ⑦ 介護認定審査会の委員の経験を有すること。 ⑧ 過去1年間に福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設における定期的な歯科健診に協力していること。	在宅歯科医療連携室	51
	寝たきり高齢者等訪問歯科診療事業研修会	20
⑨ 在宅医療又は介護に関する研修を受講していること。	在宅歯科医療連携室	51
⑩ 自治体を実施する事業に協力していること。	横浜市乳幼児歯科健康診査事業	38

① 学校歯科医等に就任していること。	保育所入所児童歯科健診事業	39
	学校歯科健康診断	41

在宅療養支援歯科診療所1・2（歯援診1・2）

① 高齢者の心身の特性（認知症に関する内容を含む。）、口腔機能の管理、緊急時対応等に係る適切な研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。なお、既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない。	施設基準の届出強化月間講習会	64
② 歯科訪問診療に係る後方支援の機能を有する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。	他団体との交流・連携	26
	市・市大・横歯周術期口腔機能管理に関する包括連携協定	54
	周術期連携登録医制度	55
③ 当該診療所において、過去1年間に在宅医療を担う他の保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保険施設等からの依頼による歯科訪問診療料の算定回数の実績が5回以上であること。	他団体との交流・連携	26
④ 当該地域において、地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当者会議又は病院・介護保険施設等で実施される多職種連携に係る会議への年1回以上出席していること。	在宅歯科医療連携室	51
⑤ 歯科訪問診療に関する他の歯科医療機関との連携実績が年1回以上あること。		

在宅患者歯科治療時医療管理料（在歯管）

① 緊急時に円滑な対応ができるよう病院である別の保険医療機関との連携体制が整備されていること。	他団体との交流・連携	26
	市・市大・横歯周術期口腔機能管理に関する包括連携協定	54
	周術期連携登録医制度	55

歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算（歯地連）

① 当該保険医療機関において、次のアに該当する保険医療機関及びイに該当する保険医療機関との連携により、緊急時の歯科診療ができる連携体制を確保していること。 ア 歯科点数表区分番号A000に掲げる初診料の注2の届出を行った地域歯科診療支援病院歯科である保険医療機関	他団体との交流・連携	26
	市・市大・横歯周術期口腔機能管理に関する包括連携協定	54
	周術期連携登録医制度	55
② 当該保険医療機関において、次のアに該当する保険医療機関及びイに該当する保険医療機関との連携により、緊急時の歯科診療ができる連携体制を確保していること。 イ 当該患者に対する歯科訪問診療を行う体制が整備されている保険医療機関	在宅歯科医療連携室	51

歯科口腔リハビリテーション料2（歯リハ2）

① 顎関節症の診断に用いる磁気共鳴コンピュータ断層撮影（MR I撮影）機器を設置していること。なお、当該医療機器を設置していない保険医療機関は、当該医療機器を設置している病院と連携が図られていること。	他団体との交流・連携	26
	市・市大・横歯周術期口腔機能管理に関する包括連携協定	54
	周術期連携登録医制度	55